

平成25年度生活衛生関係営業対策事業費補助金
<全国センター・都道府県関係>
審査講評

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会

- 平成25年7月27日に開催された第17回「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）」において、平成25年度生活衛生関係営業対策事業費補助金（全国センター、都道府県関係）事業に係る審査を行った。
- 本補助金は、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）、Action（反映））の確立など、補助金執行の新しい考え方が整備され、今回の平成25年度事業については、3ヵ年目の審査となる。
- 今般の事業計画書では、ほとんどの事業において、成果目標を設定されるなど、政策目的の達成状況が検証可能な事業として計画されており、効果測定の徹底という面で着実な進展がみられた。
- これら進展の背景としては、審査・評価会が、過去2ヵ年にわたって、成果目標の明確化を求めるとともに、事業を進めるに当たっての検討の視点や方向性についても事業計画者に審査コメントを明示するなど、いわば「提言型」審査・評価会としての役割を果たしてきたことがあげられる。
- 計画された事業は、専門的知識・経験に基づく相談指導体制の整備を目的とした事業、情報収集・分析・発進力の強化を目的とした情報ネットワーク事業、後継者育成、消費者利益の擁護を目的とした消費者等コールセンター事業、政策提言や重要課題の調査など調査研究基盤の充実を目的とした事業など、全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。）及び都道府県生活衛生営業指導センターが積極的に取り組んでいるものであるが、補助金事業という性格に鑑みれば、生活衛生関係営業の振興や衛生水準の向上に資するよう、事業成果を高めていくことが求められる。
- これらの事業については、審査コメントに課題や改善の方向性を示しているもので、これらの内容も踏まえ、事業内容の方向性等について検討し、必要に応じて

事業内容の変更等を行い、交付申請に適切に反映させていく必要がある。

- 健康・福祉対策推進事業の一部において、生活衛生関係業者が横串で連携して、高齢者向けのサービスを提供する新たな取り組みなど、生衛業や社会を取り巻く課題の解決に資する事業が計画されたことは、評価に値する。

- なお、都道府県関係の一部の事業については、過去2カ年の審査コメントの指摘が十分に活かされておらず、事業内容の詳細な説明が十分でないもの、成果指標・活動指標が明確でない事業も見受けられた。これらは、審査・評価会において基礎となるものであり、事業計画者には、可能な範囲で審査・評価に用いる資料に改善を加え、事業内容の明確化を図る必要がある。

- 特に、相談指導事業については、相談指導の効果を測定するため、例えば、融資実績や相談者の満足度を測ることも考えられることから、事業実施の際には、こうした視点についても検討を加えて欲しい。また、情報化整備事業については、成果指標として多くの事業で、アクセス数の向上が挙げられていたが、単にアクセス数の向上という目標設定だけでなく、具体的な手法についても踏み込んだ記載が求められる。

- 最後に、各事業に対する審査コメントは審査結果一覧のとおりである。
審査・評価会として統一した見解を示すものであるが、相互に異なる見解に見えるコメントも含まれている。それは、事業について効果を認めつつ、更なる効率性の向上を求める趣旨であると受け止めていただければ幸いである。